

南京首都計画(国都建設・1927-1936年)の成立と内容

田中重光¹・三浦裕二²

¹正会員 工修 日本大学理工学部理工学研究所・交通土木工学科研究生 (株)梓設計
(〒274 千葉県船橋市習志野台7-24-1)

²正会員 日本大学教授 理工学部交通土木工学科 (〒274 千葉県船橋市習志野台7-24-1)

本計画は孫科を主席とする首都建設委員会によって土地利用計画、街区構成・街路・公園緑化計画などが策定されたものである。

本計画の特徴は、市内に点在する公園緑地を林蔭大道や環城大道（本稿はこの両者をパークウェイ的要素として扱う）などで連結し、新しい都市構造の骨子である“大街区”を創出したことがある。本稿は、これらがアメリカにおける郊外型公園系都市計画手法の影響を受けつつも、市街地型公園系都市計画手法に伸展させたことを明らかにした。よって、本計画が近代都市計画史における公園系都市計画の事例の一つとして位置づけられることを目的とするものである。

Key Words : committee, utilization land, blocks plan, park system

1. はじめに

本研究は、1927年4月に樹立された中華民国南京国民政府（以下、中央政府と略）の主導による中国近代都市計画（1927～1936年）を対象に、その歴史的所産の全容を明らかにすると共に、それらが今後の都市計画に資することを目的とする。

孫文によって成立した中国国民党は、自国の近代化に邁進する一方で、同様に都市建設にも傾注した。孫文の死後、党を継承した蒋介石は、上海クーデター（1927年4月14日）により上海を支配（租界を除く）すると、同都市では大上海計画¹⁾を展開し、そして、首都と定めた南京では、近代都市計画手法による都市計画を行った。

本稿は、この南京首都計画（国都建設・以下、本計画と略）を取り上げ、資料と文献に基づいて、首都論争をはじめ、計画の策定過程並びに計画の内容と実施を明示するものである。なかでも街路と公園緑化計画においては、19世紀後半から20世紀初めにかけて、アメリカの諸都市で展開された公園系都市計画の影響を受けたものと考えられ、土地利用計画をベースに都市構造を分析、考察し、その特徴を明らかにすることにある。このことは世界的にみる近代都市計画手法がこの中国で実現しつつあったことと、また近代都市計画史にその一端を記するものと考えられる。そして現代における我が国の都市計画、主に東京都市計画の省察

に教示するものと思われる。

2. 依拠する資料と文献

今まで我が国で本計画について論考した文献は見当らず、唯一、中国で出版された『中国城市建设市』²⁾にその一部が見られる程度である。同書は、中国の都市計画を古代から近代まで概観したもので、全体としては客観的な記述にとどまっている。本稿が対象としている「国民党政府統治下的城市」では、首都論争はもとろんのこと、策定過程が明記されず、計画の内容、記述や掲示された図版などに信憑性が欠ける。例えば中央政治区などは初期の案からその後、故宮一帯へ変更されているにもかかわらず、その案は提示されていない。さらに分区計画においても一次資料によらず注意を要する。したがって、本稿では補完的なものとして扱うこととする。

本稿が依拠する資料

一次資料として

『国民政府・国都設計技術委員会設置 民国17年11月15日～19年1月16日』－〔資料1〕

『国民政府・首都市区計画図・江蘇省市区界 民国18年9月27日～同年12月8日』－〔資料2〕

『国民政府・中央政治区域及画定路線案』－〔資料3〕

『首都分区規則草案』－〔資料4〕

以上、台北・国史館「国家資料」所蔵³⁾

『支那国民政府首都移転問題一件』⁴⁾—〔資料5〕

文献資料として

『革命文献 第91~93輯「抗戦前国家建設史料・首都建設(1)~(3)」』⁵⁾(1)—〔資料6〕, (2)—〔資料7〕, (3)—〔資料8〕

以上が中心となる資料であり、その他は隨時、注によるものとする。

3. 計画の策定過程

(1)南京・近代の入口

秦の始皇帝をはじめ、諸葛亮を唸らせた要害の地南京は、建安25年(220年)呉の孫権によって都(建業)が築かれて以来、東晋・南朝へその名を建康と変えて継承されるが、南朝最後の王朝陳が隋に滅ぼされると一旦は衰退する。しかし、隋が建設した大運河は以後、商業の機運を発生させ、唐宋時代には商業・歓楽地として栄える。その後、明を建てた朱元璋は、再びこの地に都城を建設し、それまで荒廃し破損した城壁を改修・新設して、現存する城壁の原形を作った。1403年、高祖の永樂帝が北京へ遷都すると、以降は清の末期まで地方の一都市に降格する。中国の近代はアヘン戦争の敗北によりその屈辱の門を開かなければならなかった。一方、国内では洪秀全らによる太平天国の乱が起こり、この南京を天京と称して拠点とした。この乱の平定後、清の西太后は南洋通商大臣の駐在所を置き、興学堂、練兵場、警察の設置や戸籍、また道路、鉄道、商港などの建設に着手したがそれらは限られた範囲にとどまっている。以降、南京における行政機関は、辛亥革命や軍閥割拠という国内の不安定により設置されず、1925年江蘇省長の韓國鈞が辛うじて市政公所(市役所)の準備を進めるが、1926年に市政督辦公所(市長)を設置する段階で突如中止され、以後、翌1927年の南京特別市政府の設立を待たなければならない。

(2)首都論争

中央政府は蒋介石の主導の下、1927年(民国16年4月17日)に第73・74次中央政治会議において南京定都(首都)を決議した。これを日本の矢田上海総領事は、田中義一外務大臣に次のように打電している〔資料5〕。

「郭交渉委員ハ29日附公文ヲ以テ本官ニ対シ「中国国民党中央執行委員会政治会議ハ国民政府南京定都ヲ決議シ4月18日ヨリ南京ニ公務ヲ開始セル旨政府ノ通告ニ接シタルニ付貴国政府ニ傳達アリタシ」トノ旨申越

セル」。

しかし、南京定都が決定したとしてもいまだ中國国内を統一するには至っていない。蒋介石は北伐(北方の軍閥を討つ)を一時休止して汪清樹に政権を譲り下野(退陣)するが、翌年の2月初めには朝野の復職要求に応じて復帰し、北伐継続を唱えて軍を動かし6月には北京に達した。6月7日付の現地新聞・京報は「将来ノ首都問題」と称して社説を掲載した〔資料5〕。

「北京克復ト共ニ首都問題ハ当然起り来ル處ニシテ一部支那人中ニハ迷信的ニ北京力地勢的ニ中心ニ有ルノ故ヲ以テ首都タルベキモノト信奉スルモノ有ルモ地勢的ニ謂ヘハ遙カニ北京ニ優り交通亦至便ナリ論者或ハ設備ノ如何ヲ挙ケヘキモ北京ノ建物ノ如キ宮殿以外ニハ民国以来ノ者多ク從テ相当ノ期間ヲ経レハ南京亦北京ノ如ク改造シ得ン軍事的ニ見テ北京ハ「ソウットロシア」カ支那ヲ窺フヲ監視シ得ル地位ニアリ赤化防止ニ利便ナル如キモ津浦線有ル今日此亦些シタル理由トナラス 北京ニ遷都セムカ北京ノ腐敗氣分ハ直ニ革命軍ニ感染シ新英ノ気象ハ失スルニ至ルヘク首都トシテノ資格ナキニ反シ南京ハ總理ノ指定セル首都ニシテ且歴史的ニ革命ト密切ノ関係アリ一番ノ苦心ヲ経ハ首都ノ偉觀ヲ呈セシメ得ヘク在支某国公使カ譜ヘル如キ支那人ハ建設事業ニ拙ク将来ハ南京ヲ首都トスルモ一時的南京遷都ノ如キーバツニモ值セス建設ハ革命同志ノ度外視得サル責任ナルハ何人モ知ル處ナリ、ヨシ亦一步ヲ譲リテ北京今日ノ建設ニ満足シテ遷都スルニセヨ北京現在ノ建設ハ固支那人ノ営メル處北京ノ建設ヲ営メル支那人カ何ソ南京ノ建設ヲ営ミ得サルノ理アリヤ(後略)」

一旦は、南京首都を決定したが、北京が北伐により平定されるにつれて首都問題が持ち上がったのである。南京派は、地理的かつ利便性を考慮した上で、国内情勢及び孫文の意思の尊守という点から南京首都の優位性を強調している。したがって、将来、南京に首都を置くとし、一時的に施設の整った北京へ遷都すべしと発言した中国駐在の某公使に対し、民族的威信をもって反対している。北京派は一部の中央政府首脳も加わり、北京を中心とした交通の優位性や施設の充実、建設費の節約などから北京首都を主張しているのである。

また、南京派の曹汝霖が言う〔革命當初ヨリ孫文ノ意思〕を前面に、清朝時代の不平等条約〔團匪事件議定書〕⁶⁾の掣肘を懸念した〔不平等条約撤廃ヲ主張スル国民政府トシテ〕などの立場からの意見もあり混迷を極めた。

この論争は、その後も外国公使館移転の問題や北京銀行界の反対運動へと発展するが、蒋介石は



写真-1 慶祝国民政府建都南京大会（民国16年）

当時の写真が数点ほど残っている。

出所：台北 中国国民党・党史委員会

（写真資料・撮影：田中重光 1993.10.29）

〔今後數年間ニ著々南京ニ首府トシテ設備ヲ實行スルツ積リナリ〕と述べ、本計画は実施された。すなわち、孫文の意思はもちろん国内統一と不平等条約の撤廃（この条約撤廃は唯一国民党の功績）という二つの課題を担ったのである。

（3）首都範囲

南京に定都が決まる（写真-1）と1927年4月24日には夫子廟（孔子廟）貢院（明・清時代に科挙試験が行われた建物）旧址に南京市府（以下、京市府と略）を樹立し、初代市長に劉紀文⁷⁾が就任した。また、中央政府は關岳祠に考察院を、旧獅子巷には行政院をそれぞれ分院して置き、当面は旧舎からの出発だった。

京市府の最初の仕事が行政範囲の策定である。これには4回程その機会がもたらされた。

第一回目は、同年6月6日、城跡（外城）内外に浦口を含めた範囲とし、劉市長は浦口に浦口商埠管理所を設置して港の繁栄を図ろうとしたが、これに江蘇省政府が京市府の拡大を懸念して反対する。続く、第二回目では、江寧全県を接収するという広範囲を示したものの、劉市長は病気を理由に一時職を去った。次の何民魂市長に引継がれるが、これも江寧県党部や民衆団体の抵抗に遇い第三回目の折衝も消滅した。そこで、京市府は所轄各派の代表からなる市区経界委員会を組織して騎巡隊による10日間にわたる日程で、城跡である旧十八門遺跡を一周（80～90里）するという実態調査の実施を決定した。この調査は相当過酷なもの

のであったらしく、馬とロバは途中、疲労困憊し、馬は病氣で倒れ、ロバ4頭は負傷して、大半を歩く始末だったという。

この結果、南は大勝関と江心州一帯、東は外城に沿っての烏龍山一帯、北は八卦州をその範囲とすることを建議し、翌年の3月16日、南京、上海、江蘇による画分省市権限区域会議が開かれ一応の決定をみた。ところが、この範囲には前任の劉市長の主張する浦口港が含まれていない。浦口は北京、天津を結ぶ津浦線の始発であり、しかも対岸の下関と同様に重要な商港であることから先の第四回目は実に不本意な結果で終わったことになる。

これに終始符を打ったのが蒋介石であった。その範囲は図-1に示す通り、面積約855km²、周長117.2km、第四回目折衝の約3.7倍に当り、南は東晋の金陵城の軸線であった牛首山を最高点に、西は長江（当時は揚子江）を越して対岸の大頭山、北は八卦州の対岸である水家灣三河堤、東は黃龍山北峯という平均直径32.6kmから成り、それは長江の両岸を取り込んでの首都範囲であった。

（4）計画の策定過程

本計画の策定過程を概すると三期に区分することができる。初期は、1927年（民国16年）の成立時から翌年の12月1日の国都設計技術専員事務所設立まで、中期はこれより1929年6月22日の首都建設委員会（以下、首建委員会と略）の成立までとし、末期は1930年4月の首都建設委員会第一次全体委員大会（以下、首建委員会大会と略）ま

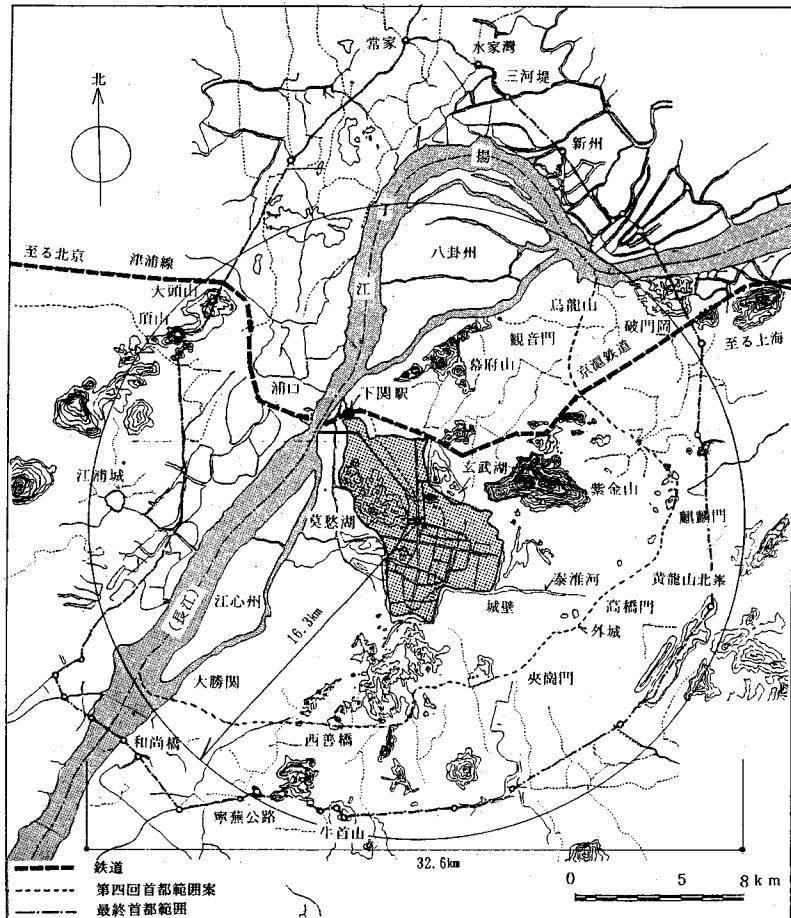


図-1 首都範囲 出所：〔資料2〕をもとに作成

(作成：田中重光 1994.12.15)

でとする。

初期は、先の首都範囲の折衝に手間取りながらも、その策定にむかって準備が進められた。しかし、京都市や中央政府においては新国家体制作りに時間をさかれ、蔣介石や劉紀文といった本計画の強力な指導者も一旦その職を辞して進展しない。本格的な始動は1928年7月以降で、策定の主導を取ったのが中央政府委員の孫科³⁾である。孫科は、都市計画の建設技術と土地行政の必要性を唱えた。それは外国人技術者ならびに土地税制の専門家の招聘と、その受け入れ機関となる国都設計技術委員会の設置であった。これを資料1「關於討論設立國都設計技術委員會速記録摘要」でみると、

孫科：新都市（首都）建設と黃浦（広州）開港の設計については既にアメリカのエンジニアの二人（Murphy・マーフィー, Goodrich・グッドリッ奇）が担当するが、しかしこの両人が来京した時、どの機関が受入れ

るか決っていない。京市府の工務局は道路を造る（この時点では中山路の建設）のに時間を割いている。よって国都設計技術委員会のような組織機関が必要である。この技術者の事務費は一ヶ月 5.000元で測量技術も含まれる。

陳果夫：それはとてもよい提案ですが、これまでの建設委員会とは衝突しないか、

孫科：衝突はない。これは設計技術と土地法制を主な仕事としており、また将来の執行機関は建設委員会か京市府の工務局に委ねるつもりだが、このことは後に決めたい。

王正廷：この両人を首都建設委員会に加入させたらどうか、将来、二つの機関の合併もしなくて済む。

孫科：私は首都建設委員会の委員であるが、出国していたこともあって一度も出席したことがない、技術の仕事は一日たりとも停止出来ない。—（後略）

この討論の後、提議書を添えて中央政府に上請され、その提議書には次のように記されていた

[資料1] .

第一：精巧な都市設計の作成、道路計画（上下水道を含めて）および道路幅員は将来の交通量の増大に備える。道路は将来において改善するのが難しく、必ず先に設計しなければならない。

第二：土地法を制定すること。南京の地価は二年前で畝当たり300～400金足らずであったのが、首都決定後は日々に高騰している。もし先にこの土地法を規定しないと、道路開通で損失した者や地価上昇で高利を得た者らが統出して損益の不均衡が生じ、これは市民経済に大きな影響を与える

第三：招聘の両人と共にこの機関を設置し、政府直属の機関とする。

こうして、1928年11月14日に、国都設計技術委員会が成立し、続いて同年12月1日には、都市計画に必要な基礎調査や都市設計を主務とする国都設計技術専員事務所（以下、国都設計と略）が設立され、林逸民⁹⁾が所長となり、范文照¹⁰⁾、そしてアメリカの建築家・茂菲 Murphey（マーフィー）、同国技術者・古力治 Goodrich（グッドリッヂ）らが招聘された。この機関はいずれも6ヶ月間の存続という期限付きであった。

中期になると、年明けの1929年1月8日に中央政府より首都建設委員会組織条例が公布され、その人選も決定した。中央政府から特派として蔣介石を筆頭に胡漢民、載傳賢、孫科、孔祥熙¹¹⁾、宋子文や京市府市長に復職した劉紀文他48名がその名を連ね、その顔ぶれは軍閥や民族資本家というそうそうたるメンバーであった。そして、国都設計の期限切れに伴い、同年6月22日には蔣介石の呼びかけで首建委員会が正式に発足すると、8月には国都設計は首建委員会と合併することを決定したその上で、首建委員内に工程、経済建設組が設置され、国都設計は工程建設組に改編することになる。正式には翌年1930年1月1日である。この国都設計で作成された計画案はその後、首建委員会に引き継がれ、末期の首建委員会大会で裁定される。なお首建委員会成立後の第一次常会において、京市府顧問のドイツの都市計画家・舒バード Schoobart（シュバード）およびアメリカの技術者・梅克超 Maicosky（マイクースキイ）らも首建委員会の顧問として招聘されている。

末期に入ると、計画策定は大詰めを迎える。国都設計が首建委員会に合併されるにあたって、1929年12月31日に林逸民は、

①本計画は首都一都市に關係するのではなく、國內の進行中の計画（大上海計画）まで影響する

表-1 計画と研究項目 出所：〔資料6〕より作成
(作成：田中重光 1994.2.28)

1 南京の歴史と地理の概略	2 南京の今後百年の人口予測	3 首都境界線	4 中央政治区の位置
5 市行政区の位置	6 建築形式と選択	7 街路系統の計画	8 路面
9 市内外の道路計画	10 水道の改良	11 公園及び林蔭大道	12 交通の管理
13 鉄道と停車場	14 港口計画	15 飛行場の位置	16 上下水道の計画
17 煤炭の位置	18 渠道計画	19 市内交通の整備	20 電線及び外灯の計画
21 公営住宅の研究	22 学校計画	23 工業	24 港口計画
25 都市設計及土地利用の権限委譲法草案	26 首都土地利用条例草案	27 実施の順序	28 款項（費用）の算定
			その他、地方の分配、商港の開港、交通衛生の施設、公用事業の設備、等を進行の予備とした。

という模範的立場を強調した。

- ②百年に亘って建設するという永続性を強調した。
- ③基礎資料充実のため、28項目（表-1）からなる諸研究を実施した。

と、本計画を振り返っている。

首都にとって最も重要なのは中央官庁をどこに配置するかにある。国都設計の計画では城壁外の中山門の東、紫金山の南麓に設定していた。その理由として、北の明孝陵と中山陵を背景に南は広大な台地が広がる天然の地であること。また、諸外国の例を挙げながら、新首都建設では都市（城外）の郊外に配置されている、などを強調している。1929年2月には設計コンペも実施していた。しかし、計画策定も大詰めにさしかかった1月18日、中央政府より電撃的な訓令は発せられ、それまでの紫金山南麓一帯から明故宮跡地（城内）に設置することを正式に決定したのである。しかも首建委員会大会が予定される三ヶ月前での変更であった。

同年4月15、16、17日の三日間に亘って首建委員会大会が開催され、その内容は、計画・工事・予算、土地・商工などが各自に分かれ議題の提案と、それに対する審議・検討が行われ、この時の議題提案は74件、臨時提案3件で決議案は28件に上った。

ここにいたり主要な計画案が決定した。公園および林蔭大道案は先行の分区（土地利用）計画案の通り決議され、直ちに土地買収の実施を決めた。また、劉紀文案の一般道路計画案も決議された。特にこの大会において決議された案のなかで、孔祥熙案の「建設首都・應以古樸莊嚴及田園都市爲原則：首都建設は、古風で飾り気のない、莊嚴な田園都市を原則とする¹²⁾」は本計画の根本を得るにおいて、都市緑化が基調となった。このことは都市計画の最も重要とする都市の全体像（都市

表－2 経年行政事業費（支出） 出所：〔資料8〕

行政費	財務費	教育文化費	実業費	衛生費	建設費	営業費	援助費	債務費	報償費	合計	毎月平均支出
1,046,698.65	296,719.03	123,303.48	4,200.00	324,251.92	2,034,714.37	687,271.45	11,368.13	563,409.72	1,040.605	693,037.43	474,419.78
570,596.50	361,945.02	719,726.93	4,075.14	267,205.99	2,009,497.63	740,650.14	54,181.72	523,155.63	10,702.504	661,737.26	388,478.20
583,939.92	330,354.30	823,312.00	4,762.22	283,901.65	2,415,184.37	222,560.71	72,902.33	164,000.45	20,195.005	238,112.98	436,509.41
753,127.58	328,741.11	1,142,371.14	4,226.05	326,666.76	2,389,050.571	1,096,796.61	138,224.49	450,837.56	25,403.386	550,472.25	554,206.03
1,126,264.77	398,344.12	149,450.1441	1,164.53	350,006.08	264,569.69	819,442.98	340,415.62	530,508.12	43,643.688	283,829.93	690,319.19

単位：元

のイメージ）を唱えているのである。

(5)財源

本計画事業の予算化は、国都設計での立案作業が終了する1929年6月より始まった。まず手始めとして市政復興が先行し、このため京市府は1929年（民国18年6月3日）に市政公債条例並びに発行細則を定めて、車税と市税を担保に、公債300万元を発行する。続いて、6月22日には中央政府が首建委員会成立後の第一次全体会議で首都建設費として、南京特別興業公債3,000万元の発行と全国からの各省分担金2,000万元とすることを決定したが、特に公債の3,000万元の担保については度々変更され、1930年3月6日の国民党三届三中全会（第3期第3回中央委員会全体会議の略）では政府財政部の関税余剰を充てるなどしたり、しかし最終的には俄義庚款〔俄はロシアを称し、義庚款は庚子の年の義和団事件の賠償金であり、その時に前述した團匪（義和団の蔑称）事件議定書が交わされた。ここではその賠償金が返還された〕を公債基金として終結している。

そして、積極的に都市のインフラ整備建設に力を入れたのが京市府であった。それまでの本京市が「水不清、燈不明、路不平」と言われる貧しい状態に加えて、首都と銘打ったことにより人口の急増を促し、そこで深刻な給水不足をもたらした。これを見かねた中央政府は遺族学校基金の一部で、先の京市府公債50万元を購入することを提案した。早速、1929年8月には自來水籌備所（水道事業準備所）が設立された。この提案者が蔣介石と劉紀文市長である。さらに10月29日、南京特別市特種建設公債条例を発布し、市政公債300万元を発行した。その内200万元を自來水建設籌備所に、残り100万元を市民住宅建設に充てるとした。続く1930年3月4日には全京市にわたる土地測量と道路改修、教育の普及、社会衛生事業の促進を図って795万元に上る工事予算書を作成して、中央政府に揆款（政府補助）を求め、これが可決されて事業は一挙に進行する。

これらを京市府における経年の行政事業費（表

－2）で使途状況をみると、1931年（民国20年）から1935年までの建設費支出が35～46%を占め、教育文化費も1932年以降、15%ほど急速に伸びており、対して行政費が極端に削減されている。これは測量の実施及び道路建設、土地収用などが重点的に進められ、かつ公共施設や公園管理所の充実など、公園系都市計画の実現に沿った事業展開となっていることがわかる。また過去二度ほど発行された公債においては、支出の債務費が極端に少なく、例えば1931年の約56万元は特種建設公債条例時の債務額に匹敵しており、もし両者が実行されれば約102万元程度が計上されてもおかしくない。ということはいずれかが履行されていないと考えられる。収入の面では、1928年に行われた社会調査所による人口の掌握は直接、税収入増に結びつき、加えて本京市の測量に伴う土地整理などが1933年の地方財産収入に寄与している。その他、地方営業収入からみる水道事業も年々上向いているものの、都市事業としてはまだ未完成であり、その大半は前述の揆款による中央政府からの補助金収入に頼っているのが現状である。

4. 計画の内容と特徴

(1)土地政策

都市計画事業を遂行するには道路、公園、上下水道や公共施設といった都市基盤（社会資本、インフラ）を整備しなければならないが、それらはこの土地政策の良否にかかってくる。そのため前述の孫科の国都設計技術委員会での土地行政がいち早く模索され、中国で最初に土地法が施行されたのである、本計画の特徴の一つである。

土地行政は、孫文が生前唱えた三民主義¹³⁾の内の民生主義にあたり、なかでも特に「平均地権」が強調された。経済組織が作り出す不平等はその根底に土地が一部の地主に操られることにあり、したがって国家のための土地法、土地利用法、土地収用法及び地価税制法を規定し、個人が所有する土地は、地主が価格を評価して申告、国家はその価格にしたがって税を徴収、または申告価格に

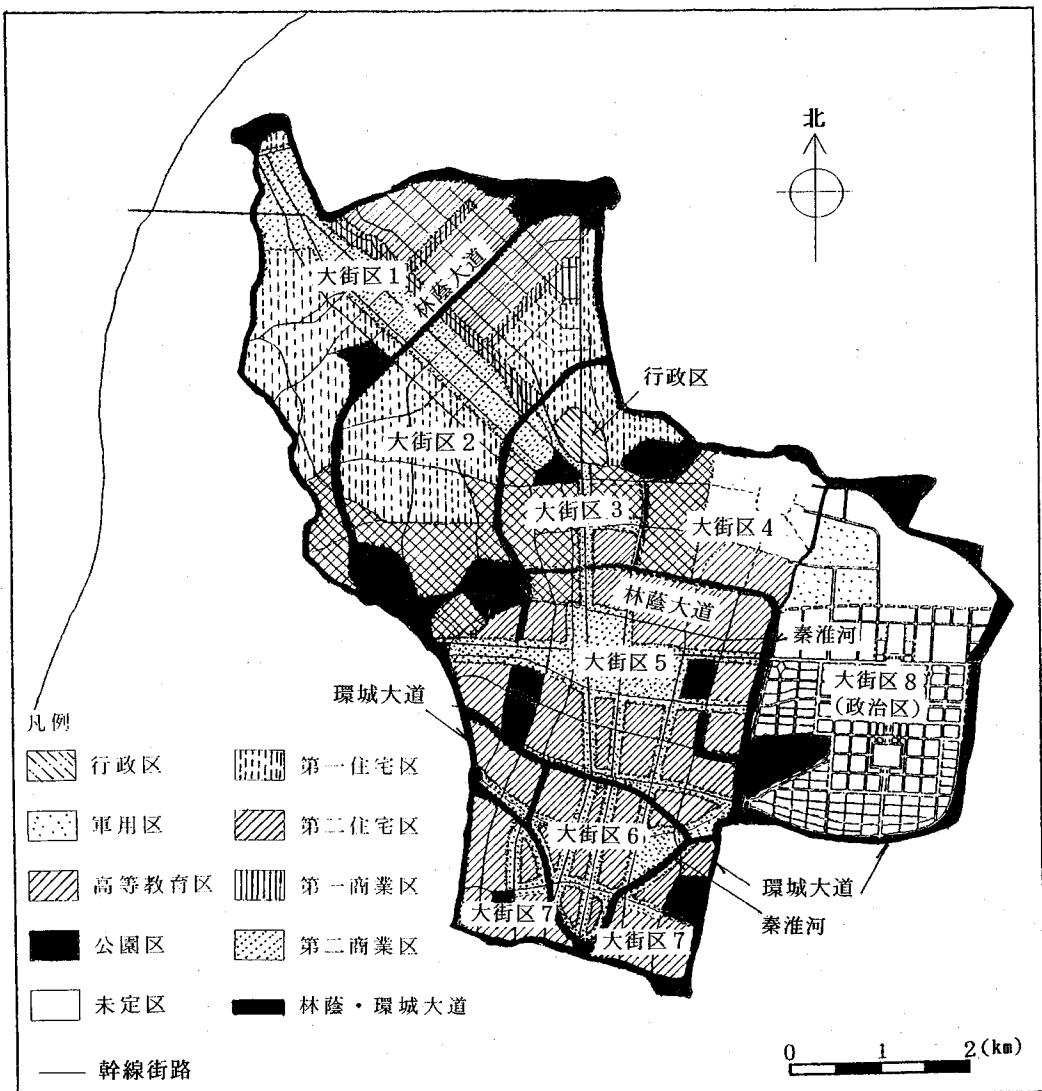


図-2 土地利用計画と大街区構成図

出所：〔資料4〕をもとに作成

(作成：田中重光 1994.2.28)

沿って買収する、というのがその要旨であった。本計画では、全京市の分区測量と戸地測量（一戸毎の土地測量・実際は城内の本京市のみ実施される）を行い、全京市区図と戸地分図を作成し、戸地分図は各住戸に配布され土地登記の基本とした。土地登記は、まず分区測量と平行して暫定六ヶ月以内に土地仮登記を実施、戸地測量完成後の二ヶ月を周知期間に当てた後、土地登記証が配られ、土地確定登記となる。地税徴収では土地評価と土地増価税からなり、土地評価は所有者の申告価格を原則とするが、一方で本京市の建設状況を考慮して、平均地価法や還原（還元）地価法など

によって仮定価格が決められる。特に公共事業開発で増加した地価には平均地権により、地価増価額までの差額税率が規定された。

(2) 土地利用計画と街区計画

土地利用計画においては、本京市を八区（図-2）に細分化され、さらにそれ以外の郊外（主に揚子江に沿って）に工業の二区、計十区を置き、首都分区規則を定めて、建物用地規制や高度期限、建ペイ率などを設けている。この土地利用を俯瞰すると、鼓楼や京都市が所在する南側で、東西へ横たわる高等教育区によって南北が大きく二分さ

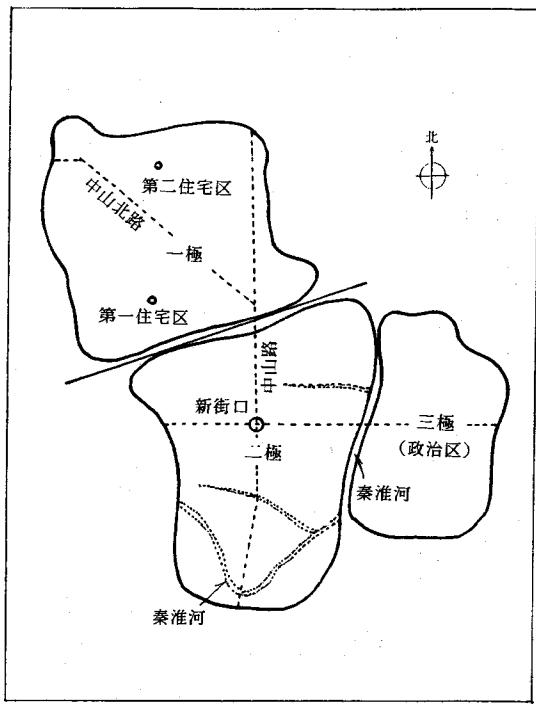


図-3 三極構造図 出所：〔資料4〕をもとに作成
(作成：田中重光 1994.2.28)

れ、これに中央政府のある行政区を加えれば三分割、すなわち三極構造（図-3）をなしている。北の一極（図-4）は北西に伸びる中山北路に沿って第二商業区、その東北部を第二住宅区に、南西部の未開発地を第一住宅区にあて、その大部分が新市街地建設区域となっている。南の一極では新街口を商業、業務などの中心に据え、それ以外は第二住宅区とし、そのほとんどが旧市街地改造区域である。また東の一極の行政区とは秦淮河で区分される。

続いて、公園区を林蔭大道によって有機的に結ぶことにより、およそ八区（図-2）に分けて都市の大街区が構成された。こらは本計画の大きな特徴である。北から述べると、商港に近い大街区1は、以前（南京条約時）よりイギリス領事館が所在し、後にフランスやドイツ、メキシコなどの領事館も立地した関係から中山北路に沿った約0.7km幅をなす第二商業区は国際色豊かな街区を意図（図-4）しており、したがって南西部には外交官をはじめ高級官僚や民族資本家のための閑静な第一住宅区が配され、また北東部ではわが国でいう近隣商業にあたる第一商業区とその関連職員が住む第二住宅区になっている。大街区2も同様であり、ここ的第一住宅区には実際に高級住宅

区が建設された。大街区3は京市府の行政と教育、スポーツ文化の中心地とし、加えて国際交流を通じて国際人の育成の場として設定されたもので、これらは現在でも受け継がれている。大街区4には軍事施設の専用地区にて、大街区8の国家中枢施設群と接続させている。大街区5は旧市街の中心的な商業区であり、ここを拠点に大街区6、7の夫子廟を核とした歓楽街、観光地、景勝地として歴史的保存を汲んでの土地利用である。

首都分区規則では、それぞれの区域に土地利用規制と建築制限を定めた。なかでも第一住宅区の規制が最も厳しく、たとえば公園区に建てられる以外の建築物や、連続住宅、車庫（専門車庫を除く）などを禁止、また階数が三階建てで16m以下、かつ前面道路幅員が16m以下の場合はその幅員に値する高さを越えてはならないなどである。特に際立つのは、敷地面積の300m²を最小の広さとし、その一边の長さが15m以上を確保するとしている点でこれは他の区域にない良好な住環境を目指す例外的規定である反面、排他的規定もある。ちなみに建ぺい率は50%としている。つぎに建築線（壁面後退）の指定である（資料4）。

「第四条の四項：謂街道両側或一側所定之辺線所有建築之新建改造或修理不准超越之界線」と定め、いわゆる道路における両側あるいは片側の定められた沿線では、建物の新築または改修、修理する場合は界線（建築線）を越えてはならないとしており、道路空間の確保とその修景を企図しているのである。

以上のようにいずれも近代都市計画の流れを汲むもので、公園系を中心とした土地利用計画や用途規制とリンクした地勢性、場所性による大街区という街区構成を産んでいる点であり、これらはきわめて特異性をなしている。

③街路と公園緑化計画

街路網は主に、幹線街路、副線街路、次要（一般）街路に分け、その他ではとくに林蔭大道や環城大道が設けられたことに特徴がある。

街路幅員は、幹線街路で広幅員の40mと28m、副線街路で22mと18m、次要街路の10mで構成されており、本計画で実施された街路は現在の南京市街の幹線街路としてのブルバールとなって、そのまま生かされ利用されている。

街路構成は、幹線街路である中山路（子牛路）を南北の都市軸として、鼓樓付近と新街口とを結ぶ、鼓樓付近からは北へ中山北路となって下関へ、一方はその延長線上に中央路となり中央門へ続く。

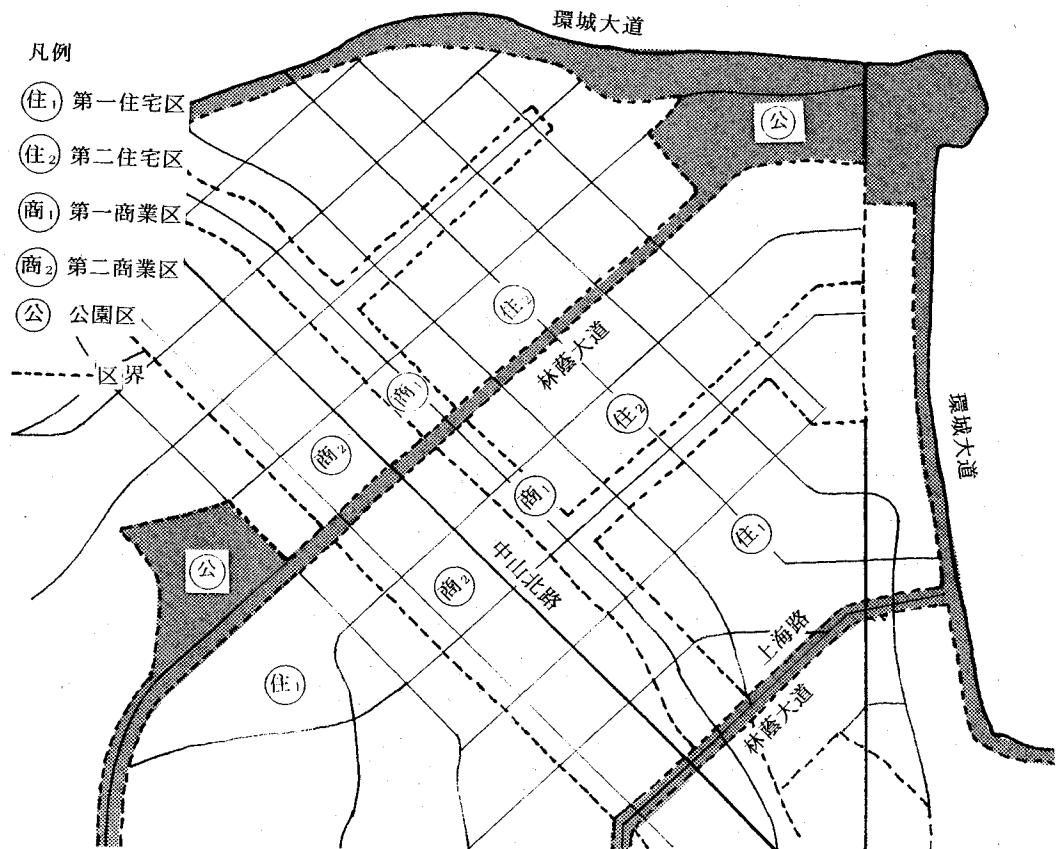


図-4 土地利用と大街区構成の詳細図

出所：〔資料4〕をもとに作成

(作成：田中重光 1994.9.15)

また新街口からは東西の軸線として西に漢中路、東に中山東路、南へは中正路となって中華門へ至る。これを旧市街図に重ねると、南北軸での旧街路は三国時代の呉の後苑であった南京最古の寺・鶏鳴寺に向かっているが、本計画ではここに強引に都市軸を引きくことで、寸断された旧街路に新しい副線街路で補足、修正するという手法がとられている。したがって、鼓楼より南の旧市街地改造地域ではやや湾曲した街路形態となっている。北では比較的開発の遅れた遊休地であったため、新市街地としての大膽な基盤格子が採用された（図-5、6）。

公園緑化計画は、郊外に七ヶ所、本京市内に十二ヶ所の計十九ヶ所の公園区を設置し、それらを林蔭大道や環城大道によって連結したのである（図-7）。

林蔭大道はその名の通り植樹による大通りの意味をもち、本稿ではあえてパークウェイ¹⁴⁾的要

素として扱うもので、その形式には、車道を伴ったもの、遊歩道・低速車両専門のものや河川と併設したもの、河川と車道とを組合せた河岸緑地帯など、といった4種類（図-8）が考案され、いずれも〔資料4〕で見る限り50～70mという広幅員をもっている。これを先の大街区に照らして形式とその機能を分析すると、①北の大街区1と大街区2間では、第二公園から台城公園までを遊歩道専用とし、第二住宅区と第二商業区および幹線街路に直角に貫く（図-4）。また台城公園から清涼公園にかけては幅員18mの車道を通しており、一旦はこの清涼山公園で環城大道と合流すると、一方は漢口門へ、もう一方は東へ広州路となり五台山公園やその先の上海路をもつ林蔭大道に結ばれる（図-7）。この清涼山公園と五台山公園は市民の憩いの場として、また文化・スポーツゾーンとしての機能をもたせており、現在に継承されている。②大街区2と大街区3の間には、広

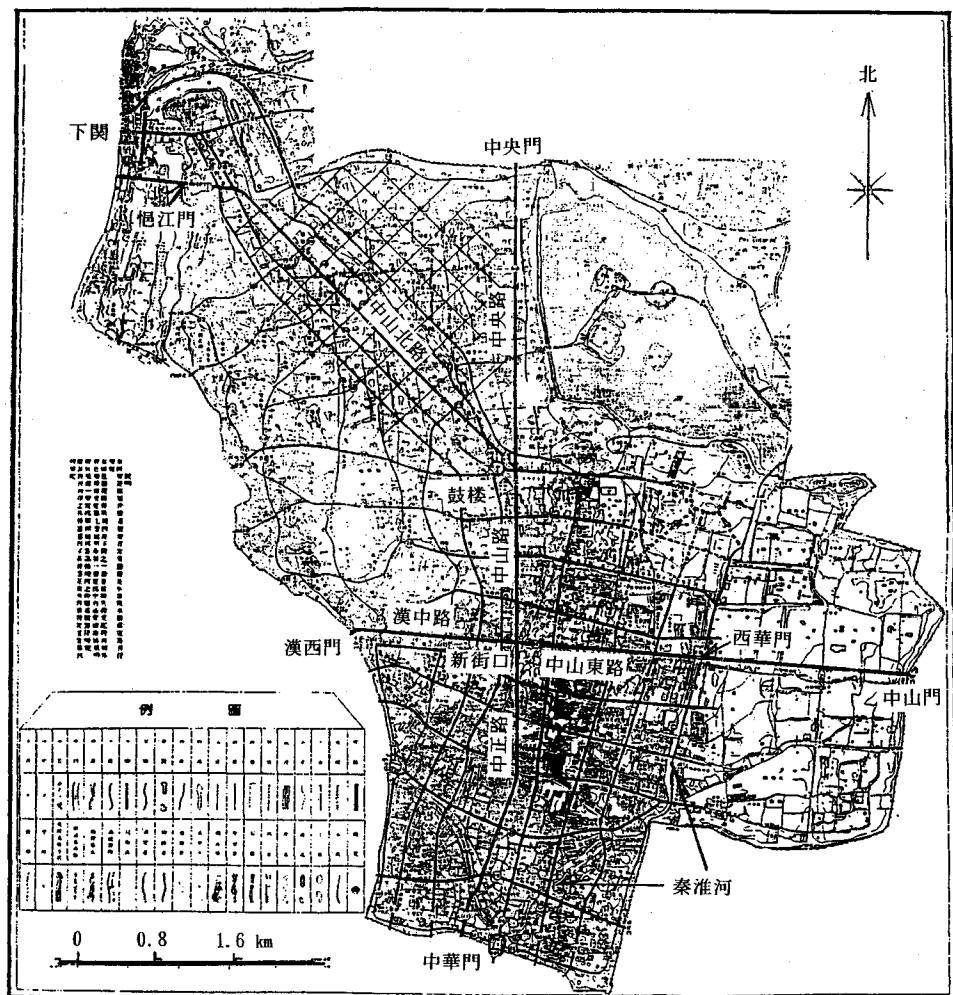


図-5 幹線街路計画図 出所：〔資料6〕

幅員20mをもつ弓状の林蔭大道で、これも幹線街路などと直角に交差しており、東北の城外の五州公園（現在の玄武公園）と五台山公園とが結ばれ、さらに南下して漢中路一帯の第二商業区と交わる。ここでは五州公園のどかな玄武湖畔の自然景観を都市機能に組入れ、ここから五台山公園と漢中路のショッピング、商業地区を繋ぐことでレクリエーション的グリーンモールを形成している。なお現在この通りは上海路として現存するもののその面影はない。③大街区3と大街区4、5の間には、秦淮河の支流を生かした河川と遊歩道との併設で、東の竺橋から五台山公園へ、もう一方は現在の進香河路と並立して北極閣公園に連結する。これらの林蔭大道はシビックゾーンを包括するように、

喧騒する旧市街化区域の緩衝帯の役割をなしている。④大街区5と大街区6を大きく切り裂く林蔭大道は、秦淮河本流から淮清橋で分流して西に向かい、昇平橋あたりで白下路と、そしてすぐさま名を変えて建業路と並び、宮后山公園に結ばれ、さらに水西門の環城大道に繋がる。この林蔭大道は、基本的には秦淮河支流を「河道」に見立てた河川と遊歩道の形式をとっており、また機能面では次に挙げる秦淮河本流での下町風情復元の延長線上にある。⑤前述の通り大街区6と大街区7の間には、秦淮河本流の河川を「河道」と見立てたもので、実際の計画では「河道」の両側に二本の街道を築く、いわゆる遊歩道と河川と車道の組み合わせによる河岸緑地帯であった（図-8）。こ

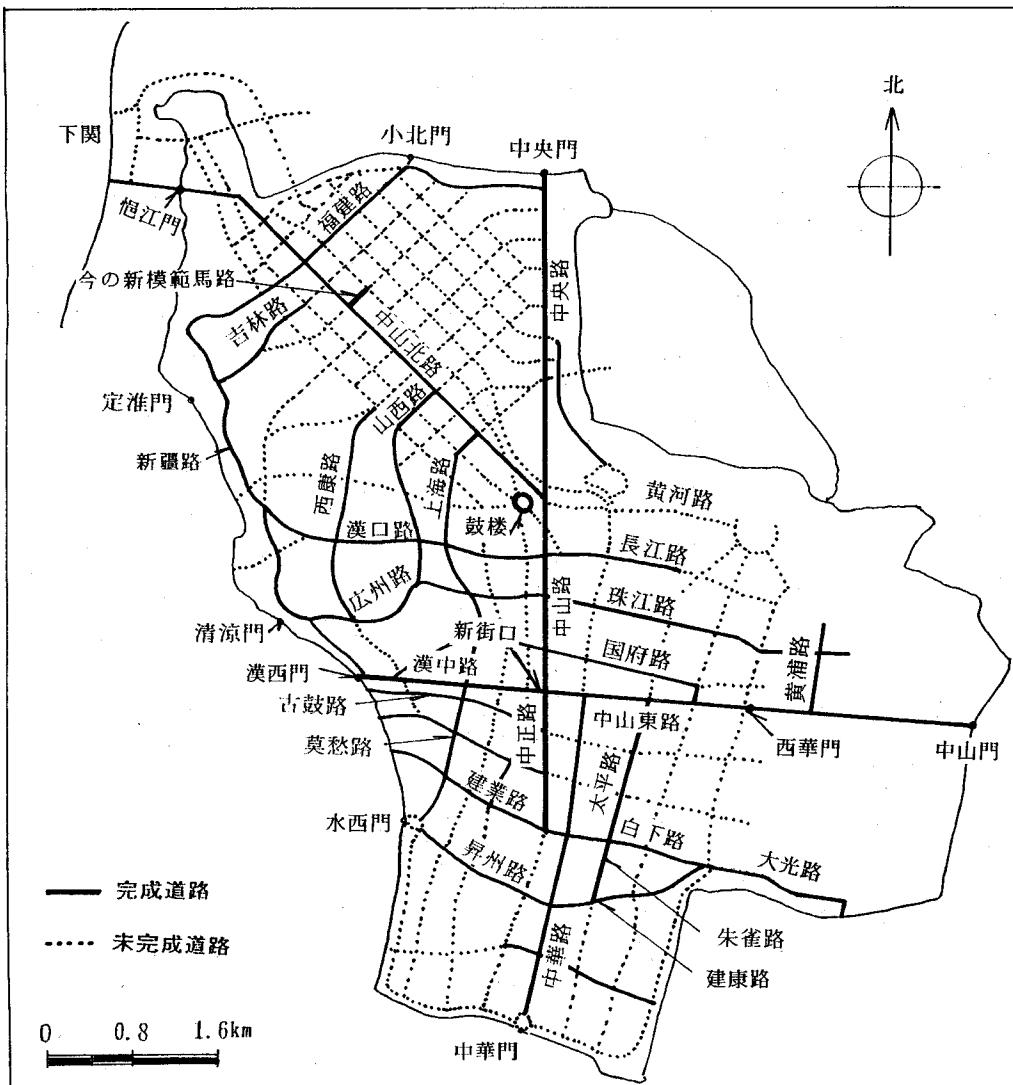


図-6 完成した幹線街路

出所：〔資料6〕をもとに作成

（作成：田中重光 1994.2.28）

の秦淮河は、かつてこの地から王者が出現すると予言を聞きつけた秦の始皇帝が地に宿る王者の気を抜きとるために掘ったと言われる¹⁵⁾。しかし魏、晋、南北六朝、唐、宋、清にわたって繰り広げられた江南一帯の水運基地としての面影はなく泥水と化していた。そこで、この河川を復元して、水運復活、風光明媚と銘打ち、観光地としての機能を持たせたのである。

環城大道は、その名の通り本京市を取り囲む城壁に沿って緑化帯（グリーンベルト）を築き、これに点在する公園区とを結ぶというパークウェイの要素を持たせ、さらにここから林蔭大道へと導

かれる。城壁は、南北（中山路の水平線上で）約8.8km、東西約7.7km、周長約37.14km（現存では21.3km）、高さ約12～15m、城壁幅は基底で10～18m、基上で約7.5～8.5mという規模で、煉瓦を積上げたものである。

本計画では〔資料7〕によると、

「環城大道利用現在的城垣築爲可駛兩汽車的道路、一方使市民往来不致必經城市中心、避免擁擠、一方亦使往来者隨時有賞玩四周風景的機會、城壁外面一帶擬沿之築爲環城馬路、以洪貨車的行駛、城垣内邊付近則築爲林蔭大道與之相輔。」

すなわち、環城大道は現存する城壁を利用する

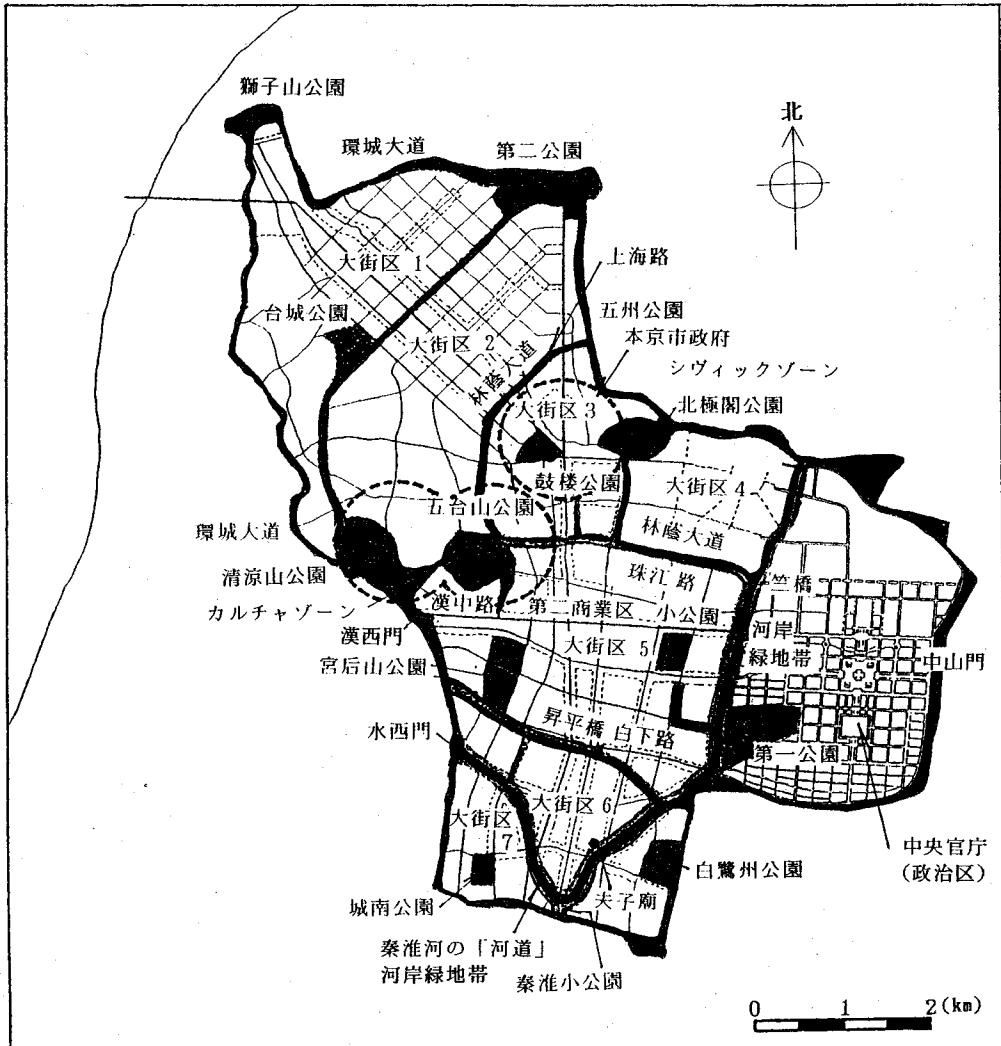


図-7 公園と林蔭大道・環城大道

出所：〔資料4〕をもとに作成

(作成：田中重光 1994.2.28)

もので、その機能は、市民が都心を通らずに目的地に行けるという交通の抑制と利便性であり、もう一つは往来者がいつでも自然を享受できる景観道路として扱っている点である。したがって、城壁の外側にトラックなどの高速車が走る環城道路を、また内側には林蔭大道を設けることで、互助作用を図っている。

近代における世界各国の都市計画事業では、都市人口の伸長に伴い古い城壁は取り壊され、そこに新しい街道が建設される場合が多く、その結果が都市の人口増大に拍車をかけ、また新市街地開発の対象となって、ますます都市を肥大化させた。

その顕著な例がフランスのパリであり、わが国の東京（城壁はないが）であった。特に後者は激しいスプロール化現象を招き、その影響は現代までも引きづっている。一方、19世紀後半から20世紀初期にかけて生まれたアメリカの公園系都市計画も、ボストン、カンザス・シティ、ミネアポリスなどで実施されるが、それらは都市郊外の広域にわたっていたため、市街地の拡大や、人口増大と自動車交通の出現により都市計画自体に大きな転機¹⁶⁾をもたらしていた。すなわち、本計画はそうしたアメリカにおける郊外型公園系都市計画の反省に立った上で具体的な市街地型公園系都市

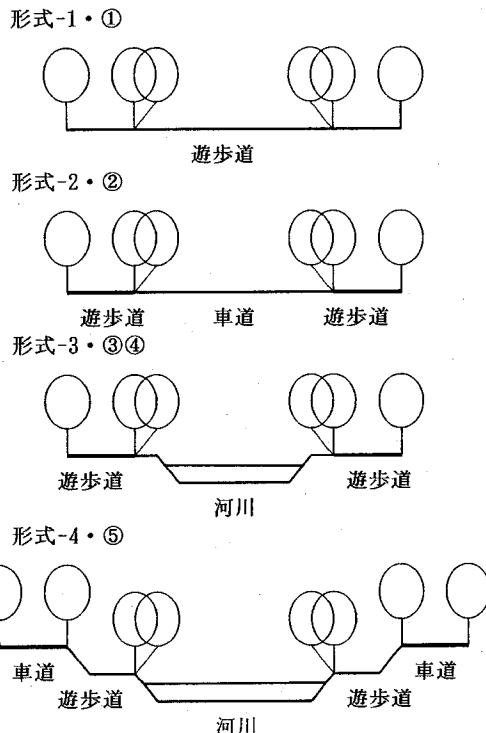


図-8 林蔭大道の形式

出所：〔資料4〕をもとに作成
(作成：田中重光 1994.9.15)

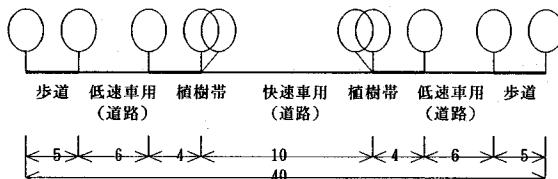


図-9 中山路の街路断面

出所：〔資料6〕をもとに作成
(作成：田中重光 1994.9.15)

計画の先駆的導入であった。

以下に、その観点を整理すると、

第一に、本京市の内外にわたって公園を設定し、この内、郊外を名勝史蹟、湖畔、景園地に、市内には公園区を分散して設けたこと。

第二に、公園区を林蔭大道と環城大道によって有機的に連結したパークシステムを採用したこと。特に林蔭大道には都市基盤整備を伴ないながら都市の大街区が構成され、しかもパークウェイの機能をもたせて、これが土地利用とリンクし、将来の人口増加への障壁の役割を果たしている。環城

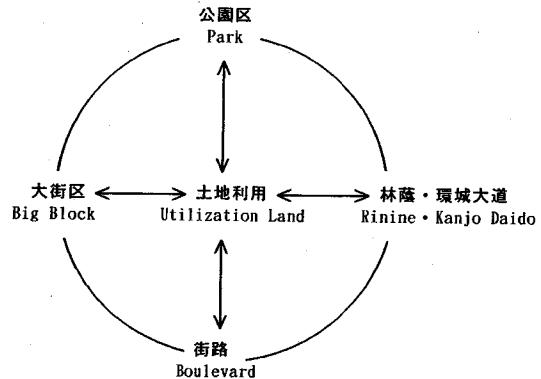


図-10 都市システム図

(作成：田中重光 1994.9.15)

大道は、都市防衛という当時の国内事情があったものの、都市の無謀な拡大と乱開発を防ぎ、人口や市街化によるスプロール化現象を抑制する「市街化規制線」の役割を果たしていること。

第三に、車依存社会への対応としていち早く街路網を充実させ、その幹線街路にはブルーバール（図-9）とした点であり、これらがパークシステムと整合して、市街地における理想的な公園系都市計画の創出であったこと、などである（図-10）。

(4)中央官庁計画

中央官庁計画は本京市の東部、明故宮の跡地に、約1.75km²の規模を持ち、当初の中央政治区域（約7.758 km²）の約23%にあたり、本京市の約19%を占める。これを単純に比較すると、我が国での皇居の広さにほぼ匹敵し、北京の紫金城とでは約2.43倍という壮大な構想であった。

この計画は、中山東路を機軸に北に中央党部ゾーンを、南に国会にあたる国府と行政ゾーンをとり、いわゆる北は國を治める治權としての朝廷、南が政を行う政權の地としている。さらには行政ゾーンでは東に文（文治）、西に武（武斷）の各部を配置し、その基本となるところは明の都城の形式が継承されている（図-11）。

5. 計画の実施

(1)街路建設

街路網整備において、最初に着手されたのが中山路であった。中山路は故孫文の棺を東郊外の紫金山に建設中である陵墓に納めるため、1928年8

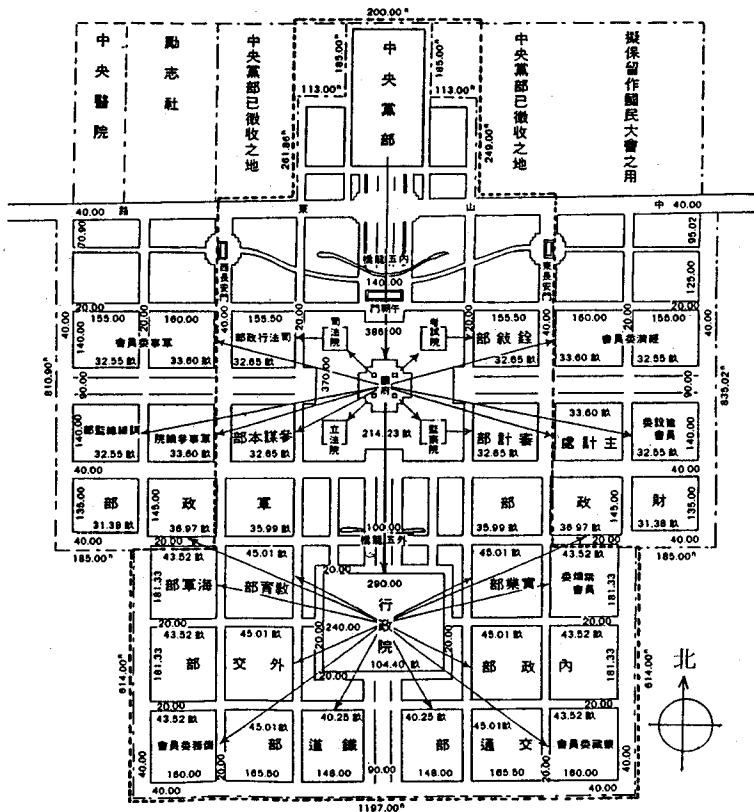


図-11 中央官庁計画

出所：〔資料6〕

月12日に起工された。幅員40mで、9ヶ月後の翌年5月に完成している。この中山路を設計した劉紀文¹⁷⁾について、次のように記されている。

「南京最早闢築的柏油馬路，稱爲「中山路」，計長21華里，其設計圖樣，此是劉氏於新婚不久，伏在家中客廳地板上出來的，此一路線所經，要拆除恨多公巨卿的房屋，所遭遇的阻力將很大。劉氏不避怨謗，爲示範計，先拆蔣總司令的總司令部和官邸，一分爲二使中山路從中通過，這才順利開工，但仍不免得罪多方。」

南京において、最初のアスファルト道路が建設されたのは「中山路」であり、その長さは10.5km

(実際は11.95 km)である。その設計図は劉氏が結婚後まもなく、自宅の客間の床板に書いたものであるが、この道路を通すには、多くの地位の高い政治家たちの家を壊さなければならないという困難を要した。そこで劉氏は考えたあげく、まず模範として蔣総司令の総司令部と官邸を二分するように壊した。すると以降は順調に工事が進んだという。こうして中山路の工事は起工式後、一ヶ月に及ぶ突貫工事で、北の梧門から鼓樓街

(中山北路)，そして発電所のある西華門(中山東路)までの掘削を終え、さらに一ヶ月後には車も通している(図-6)。この時の様子を日本の岡本領事が1928年(昭和3)10月26日付で次のように打電している(資料9)。

「矢田総領事ヨリ本官7月18日來寧ノ際ト今回トハ満四個月ノ時日ヲ経過シ居ル處當時ハ未タ南京ノ首都トシテノ施設見ルヘキモノ無ク国民政府力果シテ永久南京ニ止マルヤ否ヤニ付テハ何人モ疑問ヲ抱キタリシカ今回ハ面目一新シ先ツ巨人費ヲ投シタル孫文ノ墓モ南京ノ名物タル明ノ孝陵ヲ凌ク大規模ノ工事ヲ起シ既ニ七八分通り竣工シ居ルノミニナラス劉紀文ノ都市計畫ノ一部ナル幅員四十米延長十二哩ノ大道モ城壁ノ一部及孝陵ヲ切り開キ一直線ノ大道トシテ既ニ大部分出来上り通行ヲ許シ居ル(既ニ投シタル経費百五十萬弗ナリト王正廷ハ語レリ)」

中山路の街路の断面は図-9に示すように、三線街路である。中央を快速車である自動車及び機器脚踏車(オートバイ)などの専用道路とし、両側には低速車である自転車や板車(人が引く荷車、大八車)などのための専用道路としている。それ

らは休息のための植樹帯で各々分離されている。両側は歩道である。この街路形態は後の台北都市計画（国民政府に依る）における仁愛路の100m街路に規模を大きくして活かされている。

中山路の完成は首都街路の建設に拍車をかけた。幹線街路としては、中正路、朱雀路、が1929年に、山西路、白下路、太平路、漢中路、玄武路（郊外の街路）、中華路、大光路、中央路、建康路などが1930～1934年にかけて完成している（図-6）。そして、1927～1936年までの新設街路をまとめると、アスファルト舗装では47.28km、砂利敷街路40.336km、碎石街路24.818km、石灰街路1.139kmとなり、総計113.573kmに達した。また、既設街路の改修と側溝の設置工事も施工され、これを1936年までを総計すると2,295,593.58m²、溝長約880km、内新設溝長は29kmにおよんだ。

(2)上下水道

将来人口二百万人に対応するためのインフラ整備は、首都と銘打ったからには必須的条件であった。前述の通り、南京に定都して以来、人口の増大は飲料水の欠乏や消防活動への影響なども重なり、蔣介石や劉紀文市長らを動かした。京市府は、需要水量を算定するに当たり、1928年（民国17年）の社会調査所での人口調査を基にした。その報告によると、公共機関の職員や軍、警察、兵隊、学校職員、学生および観光客を除く、本京市の戸数が8万8270戸で、人口45万5967人、学童4万4914人であり、総人口50万0611人に達していた。そして当面の増加率を見込んで60万人と想定した。これを基に一日当たりの必要水量は、生活用水を100リットル／日と仮定し、60万人に対して6千万リットル／日、これを立方メートルに直すと6万0000m³であり、これに工業用水の350m³／日および汚水処理用水2000m³／日などを加えれば、合計6万2350m³／日が必要となる。これを二十年後の人口120万に換算すると12万4700m³／日に達するとしている。

取水源地は、揚子江（長江）と貯溜池となる清涼山との距離が最も近い江心州の対面に設け、ここに動力庫を建設する。もし将来、閉塞した場合にはここから江心州を切り拓いて揚子江まで小運河を築くとし、揚子江までの最短距離が起点となっている。貯溜池は清涼山に設け、その容量1万m³、揚子江岸との高低差が75mであった。

そして、将来に備えて富貴山にも設置を計画した。以下、実施状況を追って見ると、1930年（民国19年）3月、水道工事所が設立され、これにより水道事業は一挙に加速し、1933年（民国22年）4

月には局地的に給水を開始する。埋設管長は約60kmの50ヶ所ではあるが、その需要は急速に増加する。水道事業は好調であった。なお、この水道工事所は1932年（民国21年）5月に京市府工務局に合併されていた。出水の反響には京市府も驚き、同時に埋設管の要求が相次いで起こった。現行では水圧と口径不足のため、当面の策として自動比例加圧機（自動加圧ポンプ）を設置することとし、また口径と水表（水道メーター）の拡充を図った。そして何よりも今後の安定供給の鍵をにぎるのは清涼山の第一貯溜池の拡大（この時点では計画の1/4の2,500m³であり、これは経費不足のため縮少されていた）と、富貴山の第二貯溜池の建設が待たれた。こうして水道事業は1935年（民国24年）10月1日より、南京市水道管理所の発足と共に本格的経営に乗り出した。なおこの時点での給水量は最多時で1万4000m³、最小時で1万0000m³、引き込み戸数2,800戸となり、埋設管長は約160kmに達していたが、それでも計画の23%程度の給水量であった。

下水道においては、1933年（民国22年）に前述の義和團事件での庚款がオランダから返還され、これを基に市水道とその一部が下水道事業に充てられた。翌年の3月には京市府工務局内に下水道工事所を置き、調査と測量の二班に分けて工事計画が開始された。はじめに本京市を城南四区と城北二区の六区に分区して、特に城南区では中山路や中山東路、漢中路が目安とされた。先に城南四区の全長155kmの測量が完成し、続いて城北二区の下関の全長16.596km、北区の全長29.63kmが完成し、民国24年の秋には全区にわたる下水道工事計画が作成された。

埋設管は合流式が採用され、街路新設時に隨時埋設され、その総長29.411kmに達している。また、汚水処理法には汚水1に対して、江水（揚子江の水）最小流量2万1700の比で希釈し養化（酸化）させる江水（揚子江）希釈法を採用している。

(3)治水建設

西から北に流れる揚子江（現在は長江）は毎年、水害をもたらし、その被害地の多くは沿岸の郷区や下関並びに本京市内外を流れる秦淮河などに集中していた。よって、治水建設は首都を水害から守るために重要な課題であった。

初期の工事箇所としては重建東關水閘であった。こは秦淮河の水源に当たり、旧石閘はすでに破損しており、これをコンクリート閘門に造り替え、水流調整を可能とした。統いて下関江沿岸の護岸

および堤防工事で、これは挹江門から中山馬頭を経て南京駅（現在の南京西駅）の東までを行った。1933～1936年まで大規模工事が続くが、特に昔の旗地（清朝の駐屯地）であった八卦州の堤防工事や下関抽水庫の建設、なかでも、本京市の生命線である秦淮河における、東水關抽水所と東西の閘門並びに心管橋での水門の建設であった。秦淮河は、東の上流で護城河として城外を流れ、一方はこの東水關で本京市へ流入する。そこで東水關に抽水機を設置して、夏の氾濫期には城内の雨水を抽出、冬場の乾水期には護城河の河水を抽出するもので、この調整を両閘門が担う。そして護城河の水量調整として、心管橋の水門にその役割を持たせた。これらは同時に秦淮河の汚濁防止にも通じていた。1935年（民国24年）に工事は始まった。

(4)住宅政策

本京市に定都して以来、人口増加に伴う土地や家屋の高騰が著しくなり、加えて住宅不足も深刻化したことから、その促進と供給が計られた。この住宅政策には、高級住宅としての新住宅区と中流階数よりひとつ下層の平民住宅、及び貧民者を対象とした棚戸整理住宅などに分けられ、それれ建設された。

■新住宅区

新住宅区は、既に述べた北部の大街区2の第一住宅区に位置し、清京山の北の馬鞍山麓を開発しての建設であった。計画は敷地規模約2,000畝（1,33km²）を第一区域から第四区域に分割し、区内道路とインフラ整備を行う。分譲地には0.5～3畝（333～1,998m²）と区画及び建物の規模別に対応したもので、これを畝当たり20元の建築条件付きで分譲した。

工事の進行は、まず第一区域から始まり1933～1934年（民国22～23年）にかけて造成、上下水道、区画道路、土地分譲と建物などの建設が完成し、最後の第四区域は1935年（民国24年）4月に土地分譲を終えている。

また、建築様式にはスペイン式やイギリス式、オランダ式、上海花園式などが用いられたのである。

■平民住宅

京市府は住宅不足への対応策として首都平民住宅を計画し実施した。計画は、甲、乙種の一戸建て住宅と湖民住宅（玄武湖の湖畔に建つ住宅）、それに丙、戊種の長屋住宅であった。例えば、一戸建て住宅では一区画である一市畝（666.7m²）に10棟ほど建設し、その一棟の間取りには客室

（12m²）が3室、個室、台所などを有した。建築面積約37m²で建ぺい率57%，空地率43%を持ち、建築材料を統一するとしている。しかし、これらは原則として本京市内の棚戸区（バラック建ての不良住宅）を市外（域外）に移転させ、インフラ整備を整えての跡地利用であったため、その経費がかさんでしまい、したがって、実現したのは宮後山公園の一ヶ所に止まっている。

■棚戸整備住宅

棚戸とはバラック建ての仮設応急小屋のことである。この棚戸の出現は首都において悩むべき大きな問題であった。そこで本計画では本京市の棚戸区を撤去して、新たに本京市外、つまり域外の所定の場所に長屋形式の住宅を建設して住まわせるもので、見方をかえれば貧民窟の撤廃でもあった。京市府は棚戸住宅改善委員会を設置してその計画を図った。1934年（民国23年）11月15日の京市府訓令によると、本京市の棚戸区を七期に分け、毎期5,000戸を移転させ、その移転先は本京市外の金川門外の四所村空地や下関惠民河の両岸、挹江門付近一帯などの市有地や市府征收地、民有地などが充てられた。こうした場所はそのほとんどが治水建設と関連しており、護岸工事や道路、排水溝を築き、そして衛生と教育の向上を図った。

6. おわりに

以上のことから本計画を取りまとめ、結論として次のことが挙げられる。

- ①20世紀初期、世界的な人口増加と車社会の出現は、それまでの都市の在り方や都市計画自体を根本的に見直さなければならない危機的状況下にあった。
- ②本計画は19～20世紀初期のアメリカにおける郊外型公園系都市計画手法の影響を受けつつ、これを大胆に市街地における公園系都市計画手法へと伸展させた。
- ③この市街地型公園系都市計画は、市街地に公園区を配し、これを林蔭大道と環城大道（パークウェイ的要素）によって連結して、パークシステムが図られ、それらが都市構造の骨子である大街区を構成した。
- ④林蔭大道は、都市景観上は勿論のこと、土地利用計画と整合させ、人口集中に対する歯止めとして機能している。また、この林蔭大道と大街区の計画手法は、今後、我が国における都市防災の街づくりの在り方に通ずるものと考えられる。

⑤環城大道は、車社会へ向けて市街地の混雑回避のための緩衝帯（東京でいう環状線）であり、同時に市街地の拡大や人口のスプロール化を防止する市街化規制線の役割を果たしている。そして、これは都市防衛という機能を兼ねていた。

⑥また、インフラ整備や住宅政策に積極的に対応したことは、本計画が一辺倒の計画事業ではなかったこと。こうして企図された本計画は、その実現を半ばにして日中戦争を突入した。

そして、1945年に戦争が終結すると再び中央政府は本京市に戻り、その復興と再建に取り組んだ。その重責を担ったのが戦後初代市長・沈怡であった。蒋介石は沈怡に本計画の推進を託している¹⁸⁾。それは下関から西山路までの中山北路を沿って、施設の充実と発展を、ならびに鼓楼から金陵大学、清京山と五台山にかけての一帯を外国人観光地にすること、であった。その後幾つかの計画案が練られているが、実現することなく1949年、中央政府は共産党との抗争により台湾への途を辿ったのである。

謝辞：本稿を進めるにあたり貴重なご助言とご指導を頂きました日本大学理工学部島崎武雄教授、伊沢岬教授に感謝申し上げます。また資料収集の際、台北の中国国民党党史委員会の方々、さらに台北・国史館館長瞿韶華先生には貴重な資料の閲覧と複写をさせて頂きました。そして台北での案内役を務めた本学留学生の欧志生君、その他舗研究室の学生諸君に多大な協力を得ました。ここに記し感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 田中重光：「大上海計画（1927-1936年）の成立と内容」日本建築学会計画系論文報告集、第447号、PP. 99-108、1993年。
- 2) 同済大学城史規戈教研室編：『中国城市建设史』北京、中国建築工業出版社、1982年。
- 3) 本館には中国国民党に関する国家資料が所蔵されている。毛筆で書かれた議事録や青焼きの図版の類いは、一次資料である。

〔資料1〕：総ページ1,222から成る中国国民党中央執行委員会政治会議の議事録である。本資料は国民政府より台湾総統府に移管させたことが明示されている。

〔資料2〕：首都範囲の経過が記されている資料に綴じられた最終首都範囲の実測図を閲覧し

複写したものである。この図は国都設計技術専員辨事處作成で国都界綫図と明示され、設計・グッドリッチとマイクスキナーのサイン、審定（審査）・林逸民、繪図（製図）・陳サイ、期日・民国18年（1929年）5月、校封（校正）・卓越などが記されている。

〔資料3〕：中央政治区域に関する資料を集めたもので、本稿は主に図版を取上げた。

〔資料4〕：第16章・総条文53条から成る首都の土地利用規則とそれに基づく建築物規制の草案である。第一章は、総則として首都建設委員会が創設者であることを明示し、第二章では用語の規定と解釈を決めている。

- 4) 〔資料5〕：外務省外交資料館所蔵・A門6類1項1目1号の本資料は、首都に関する当時の中央政府の動向や思惑などの情報を上海、南京、北京に駐在する領事らが、日本の外務大臣腕に打電した電報の類いを綴ったものである。
- 5) 〔資料6〕：秦孝儀主編・中国国民党中央委員会・党史委員会編・台北・中央文物供應社から民国71年（1982年6月）に出版され、国会図書館分室東洋文庫に所蔵されている。本文献には首都建設の概述、中央政府での首都建設決議録が所収され、先の国家資料に基づく編纂であることを筆者自ら確認した。
- 〔資料7〕：前掲〔資料6〕。首都建設委員会の策定の内容や南京市政府の首都建設経過などが報告されている。
- 〔資料8〕：前掲〔資料6〕。南京市自治を中心、南京市の各種の統計がまとめられている。
- 6) 市古宙三：『中国の近代』、PP.156-162、河出書房新社、1990年。
- 7) 劉紀文：日本の早稲田大学に留学し三年で卒業。1923-1926年かけて広東省政府から第一次世界大戦後の欧州の経済状況を考察するため、ロンドン経済学院、ケンブリッジ大学で研究し、その後欧米各国の市政を観察して帰国する。广州市長に就任し、省府委員や執行委員を歴任する。『伝記文学』中文 第34巻第6期 P. 63.
- 8) 孫科：広東呂山（後に中山県となる）に生まれる。父は孫文である。1912年カリフォルニア大学に留学、卒業後、コロンビア大学で経済学修士号を取得する。1925年、父・孫文の死後の7月2日、国民政府委員に就任。その後、交通部長を経て、1926年には中央執行委員となる。武汉政府に加入した後、1928年、国民政府委員で再起する。鉄道部長、考試院副院長を経て、1932年には立法院長（国家両院議長）に就任する。

- 1949年、アメリカに移住するが1965年10月、再び台湾に定住。1966年6月、考試院長、1967年8月、中央評議委員や中央評議会の第一主席を歴任し、1973年9月13日に死去する。汪新：「南京国民政府軍政要員録」中文、春秋出版社、PP. 104-106, 1988年。
- 9) 林逸民：アメリカで土木・建築を学び、帰国後、広州市工務局長を4期勤め、その間再び渡米し、ハーバード大学で二年にわたって都市計画を修めて帰国する〔資料1〕。
- 10) 范文照：上海の聖ジョーンズ大学、ベンシルベニア大学卒業。帰国後、趙深と共同で范文照建築事務所を営む。南京の中山陵設計コンペで二等、広州の中山記念堂設計コンペでは三等に入賞する。当時では有名建築家の一人である。村松伸：『上海・都市と建築1842-1949年』、PP. 230-234、パルコ出版、1991年。
- 11) 孔祥熙：山西に生まれる。1926年ベルリン大学で法学博士の学位を取得。国民政府財政部長、1930年実業部長、1933年4月中央銀行総裁、10月財政部長と行政院副院長（副首相）の要職を歴任する。李茂盛：『孔祥熙』中文、中国広番電視出版、1992年。なお、夫は宗一族の長女・鼈齡（次女は孫文夫人・慶齡、三女は蒋介石夫人・美齡）である。
- 12) 朱匯森：『中華民国史事紀要1985年（民国74年）』PP. 484-486、中央文物供應社、1985年。
- 13) 堀川哲男：『人類の知的遺産63・孫文』、講談社、1983年を参照。
- 14) 石川幹子：『アメリカ合衆国におけるパークウェイの成立に関する研究』（土木学会土木史研究委員会編『土木史研究』），第13号、PP. 105-120, 1993年。
- 15) 伊原弘：『中国中世都市紀行』、PP. 8、中公新書1988年。
- 16) 内山正雄他：『都市緑地の計画と設計』、PP. 167、彰国社、1987年。
- 17) 童軒孫：『劉紀文の平生及其他』中文、『伝記文学』、第34巻、第6期、PP. 63 下段。
- 18) 沈怡遺著・應懿凝校訂：「未到任的大連市興利兩年南京市長」中文、『伝記文学』、第44巻、第5巻 P. 90 上段。

(1994. 10. 27受付)

A STUDY ON THE FORMATION AND CONCEPTS FOR THE CITY PLANNING OF CAPITAL NANKING (BUILDING THE CAPITAL OF CHINA) 1927-1936

Sigemitsu TANAKA and Yuji MIURA

The purpose of this paper is clarifying the plan of making Capital Nanking (building the Capital of China) which was planned and executed from 1927 to 1936 as one of the major city plannings in the modern age of China by Studying historical materials, additionally giving some ideas to the city planning of Tokyo in future.

The plan of making Capital Nanking had been studied by the Committee for Building Capital led by Son Ka. In April 1930, the committee made general image of the city as the most important factor of city planning. It was called "Garden City-Like, Simply Old-Fashioned and Solemn plan of the Capital". At the same time, other major plans such as utilization of the land, Bloks plan, greening the streets and the parks were decided.

The unique points was that greenbelt of the park were connected by the circular roads called Kanjo Daido and radial roads called Rinin Daido. Consequently, this plan were made by the main points of the new urbanstructur called "Big Blocks".

By clarification as mentioned above that this plan was made based on the "ParkSystem" which was the thought of city planning setting value on the park, it should be proposed that city planning in modern age of China was of importance in the history of that in the world.